



各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

 1
 30m格子名：A1
 単位区画名：A1-5

：形質変更範囲
 ：30m 格子
 ：10m 格子
 <<：単位区画の統合
：1,2-ジクロロエレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
：第二種特定有害物質（Cr、Pb-C、As、F）について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※1,2-DCEは1,2-ジクロロエレン（溶出量）、Crは六価クロム（溶出量）、Pb-Cは鉛（含有量）、Asは砒素（溶出量）、Fはふっ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に不適合であることを示す。

- ※令和7年4月11日 指-140号
 別紙⑱の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壌汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。
 指定する特定有害物質：1,2-ジクロロエレン（溶出量）、六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）

- ※令和7年6月9日 指-143号
 別紙⑱の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合する指定区域の汚染土壌が形質変更範囲全体に拡散することが見込まれることから指定の申請を行ったものである。
 指定する特定有害物質：六価クロム（溶出量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量）、鉛（含有量）

